

年度 市民税・県民税申告書（分離課税等用）

フリガナ		電話番号	—	—
氏名		生年月日	明昭	大平
個人番号		宛名コード		

○分離譲渡の短期・長期に関する事項

区分	所得の生ずる場所	建築・購入年月日	譲渡・売却年月日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日
		年 月 日	年 月 日

A 収入金額	短期譲渡	一般分	
		軽減分	
	長期譲渡	一般分	
		特定分	
		軽課分	
	一般株式等の譲渡		
	上場株式等の譲渡		
	上場株式等の配当		
	先物取引		
	山林		
退職			

B 所得金額	短期譲渡	一般分	3803
		軽減分	4003
	長期譲渡	一般分	4203
		特定分	4403
		軽課分	4603
	一般株式等の譲渡	5003	
	上場株式等の譲渡	5403	
	上場株式等の配当	0A03	
	先物取引	5203	
	山林	4803	
退職	5303		

●課税譲渡所得金額の計算方法 $\text{収入金額} - (\text{譲渡した資産の取得費用} - \text{償却費相当額} + \text{譲渡経費}) - \text{特別控除額} - \text{所得控除額}$

非業務用建物(居住用)の償却率

区分	木造	木骨モルタル	鉄筋コンクリート	金属造①※	金属造②※
償却率	0.031	0.034	0.015	0.036	0.025

※金属①は、骨格材の肉厚が3mm以下の建物。
※金属②は、骨格材の肉厚が3mm超4mm未満の建物。

建物の購入・建築価額 × 0.9 × 償却率 × 経過年数 = 建物の償却費相当額

特例適用条文	特別控除額	譲渡の様相
措法33条の4	5,000万	土地収用
措法34条	2,000万	区画整理
措法34条の2	1,500万	特定住宅地
措法34条の3	800万	農地保有合理
措法35条	3,000万	居住用財産

所得の種類	A 収入金額	必要経費				差引金額	特別控除	特別控除計	B 所得金額	特例適用条文
		ア 購入・建築代金 または譲渡価格の5%	イ 建物の償却費相当額	ウ 譲渡経費	(ア-イ)+ウ					
短期譲渡	一般分						3805	5505	3803	所法・措法 条の
	軽減分						4005		4003	所法・措法 条の
長期譲渡	一般分						4205		4203	所法・措法 条の
	特定分						4405		4403	所法・措法 条の
	軽課分						4605		4603	所法・措法 条の

↑※修繕費・固定資産税は譲渡費用にはなりません

○株式等の譲渡に関する事項

区分	譲渡した株式等の銘柄	A 収入金額	必要経費			B 所得金額
			ア 取得価額	イ 譲渡にかかった費用	ア+イ	
一般・上場						
一般・上場						
一般・上場						
一般・上場						

○株式等の配当に関する事項

所得の生ずる場所	支払確定日	A 収入金額	必要経費		B 所得金額
			負債の利子		
	年 月 日				0A03
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				

○先物取引に関する事項

種類	決済年月日	A 収入金額	必要経費	B 所得金額
	年 月 日			5203
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

○退職所得に関する事項

所得の生ずる場所	ア	A 収入金額	勤続年数	普通・障害		イ	退職所得控除金額	ウ	差引金額(ア-イ)	B 所得金額(ウ×1/2)
				イ	イ					
			年	普通・障害						5303
			年	普通・障害						

○特定支出控除の適用がある場合の給与と所得に関する事項

ア	給与所得金額	イ	特定支出金額の合計額	所得金額(ア-イ)
	円	1702	円	円

↑※赤字の場合は0

退職所得控除金額	
勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数(※80万より少ないときは80万)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

・障がい者になったことに直接基因して退職した場合は、左記で計算した金額+100万円
 ・勤続年数のうち1年未満の端数は切り上げ
 ・2以上の退職所得がある場合は、勤続年数の長い方を優先

○山林所得に関する事項

A 収入金額		①	
伐採費など	伐採費、運搬費、譲渡費用の額	②	
	②に係る専従者控除額	③	
①-②-③		④	
取得費・管理費など	概算経費控除適用※	概算経費の額(④×50%) ⑤	
	概算経費控除適用なし	植林費、取得に要した経費	⑥
		管理費 その他の育成費	⑦
		⑥・⑦に係る専従者控除額	⑧
⑥+⑦+⑧		⑨	
被災事業用資産の損失金額(保険金等で補てんされる部分を除く)		⑩	
必要経費 ②+③+⑤又は⑨)+⑩		⑪	
特森林控計画	概算経費控除適用(④×20%)	⑫	
	概算経費控除適用なし(④×20%又は④×50%-⑨のうちいずれか少ない方)	⑬	
差引金額 ①-⑪-⑫又は⑬		⑭	
特別控除額		⑮	
措法による特別控除額		⑯	
B 所得金額		4803 ⑰	
特例適用条文		所法・措法 条の	

※概算経費控除適用(措法30条)は、譲渡の年の15年の12月31日以前から所有していた山林のみ